

源泉所得税の改正のあらまし



日サウジアラビア租税条約関係



平成 23 年 11 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp
- 源泉所得税の納付は e-Tax で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約」(以下「租税条約」といいます。)が平成 23 年 9 月 1 日に発効し、日本の源泉所得税については平成 24 年 1 月 1 日から適用が開始されることになりました。

我が国とサウジアラビアとの間では、これまで租税条約は存在せず、この租税条約は、両者の緊密化する経済関係を踏まえ、新たに締結されたものです。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、平成 23 年 11 月 1 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 租税条約では、配当、債権から生じた所得(利子)、使用料について、これらの所得が生じた締約国における課税が軽減されました。

租税条約により、相手国の居住者が受領する配当、債権から生じた所得(利子)、使用料について、これらの所得が生じた締約国における限度税率が、次のとおり規定されました。

【配当】

租税条約では、一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対する限度税率は、配当の受益者が、その配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする 183 日の期間を通じ、その配当を支払う法人の議決権のある株式又は発行済株式の 10%以上を直接又は間接に所有する法人である場合(親子会社間配当)には 5%、その他全ての場合には 10%とされました。

	我が国の所得税法	租 税 条 約
配 当	20%	5% (親子会社間)
		10% (その他)

【債権から生じた所得（利子）】

租税条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる債権から生じた所得（利子）に対する限度税率は10%とされました。

なお、債権から生じた所得（利子）の受益者が、次のいずれかの場合に該当する者（以下「政府等」といいます。）である場合は、債権から生じた所得（利子）が生じた一方の締約国において免税とされます。

- (1) 債権から生じた所得（利子）の受益者が、相手国の政府、地方政府若しくは地方公共団体、中央銀行又は相手国の政府が全面的に所有する機関である場合
- (2) 債権から生じた所得（利子）の受益者が、相手国の居住者であり、その債権から生じた所得（利子）が、相手国の政府、地方政府若しくは地方公共団体、中央銀行又は相手国の政府が全面的に所有する機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合

	我が国の所得税法	租 税 条 約
債権から生じた所得（利子）	15%（公社債等） 20%（貸付金）	10%
		免税（政府等が受け取るもの）

(注) 債権から生じた所得（利子）は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、その一方の締約国内において生じたものとされます。ただし、債権から生じた所得（利子）の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、その債権から生じた所得（利子）の支払の基因となった債務がその恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、その債権から生じた所得（利子）がその恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、その支払者がいずれかの締約国の居住者であるかどうかにかかわらず、その債権から生じた所得（利子）は、その恒久的施設又は固定的施設の存在するその一方の締約国内において生じたものとされます。

【使用料】

租税条約では、一方の締約国において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対する限度税率は、その使用料が、産業上、商業上又は学術上の設備の使用又は使用の権利に対して支払われるものである場合には5%、その他の全ての場合には10%とされました。

	我が国の所得税法	租 税 条 約
使 用 料	20%	5%（設備の使用）
		10%（その他）

(注) 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、その一方の締約国内において生じたものとされます。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務がその恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、その使用料がその恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、その支払者がいずれかの締約国の居住者であるかどうかにかかわらず、その使用料は、その恒久的施設又は固定的施設の存在するその一方の締約国内において生じたものとされます。

【適用手続等について】

サウジアラビアの居住者が支払を受ける配当、債権から生じた所得（利子）、使用料について我が国において租税条約の適用を受ける場合には、平成24年1月1日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

2 租税条約では、匿名組合契約に関する規定が設けられました。

租税条約では、一方の締約国が、その一方の締約国内において生ずる所得及び収益であって、匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて他方の締約国の居住者が取得するものに対しては、その一方の締約国の法令に従って租税を課することとされました。

3 租税条約は、源泉所得税については、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されます。

租税条約は、日本の源泉所得税については、**平成 24 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が平成 24 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されることになります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成 24 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

(参考)

租税条約は、日本の源泉徴収がされない所得に対する租税に関しては、平成 24 年 1 月 1 日以後に開始する各課税年度の所得から適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談室（電話相談センター）におたずねください。



この社会あなたの税がいきている